

○船舶職員及び小型船舶操縦者法事務取扱要領

1. 案内情報

- ①手続名 外国の海技従事者に対する受験資格の特例の承認
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第14条第2項)
- ②手続根拠 船舶職員及び小型船舶操縦者法事務取扱要領(平成15年国海資第91号)
第34条
- ③手続対象者 外国政府の授与した船舶の運航又は機関の運転に関する資格証書を有し、
当該資格証書により国土交通大臣が相当と認める資格についての受験資
格の承認を受けようとする者
- ④提出時期 受有する外国政府の授与した資格の承認に係る試験の申請を行うとき。
- ⑤提出方法 受験申請の際、承認を受けようとする資格証書の写しを添え提出する。
- ⑥手数料なし
- ⑦添付書類・部数 1部
承認に係る資格証書の写し
- ⑧申請書様式なし
- ⑨記載要領・記載例
詳しくは下記の各地方運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232

※受付時間については、提出先にお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ①審査基準 船舶職員及び小型船舶操縦者法事務取扱要領(平成15年国海資第91号)
第34条
- ②標準処理期間 3月
- ③不服申立方法 行政不服審査法の規定による